

第3節 啓 発

1. 環境保全に関する啓発

(1) 生活排水対策

昭和61年度より、梅田川流域を中心に各種の生活排水対策活動を実施しており、平成15年度においては、下記の事業を実施した。

啓発活動

・クリーン推進員の設置

生活排水対策の地域リーダーの育成を図るため、流域内の中学校PTA及び校区総代会より21名を委嘱し、住民主体の浄化啓発を推進した。

・生活排水対策講習会の開催

町内会及び各種団体に対して、生活排水対策講習会を開催した。

・エコクッキング講習会の開催

環境にやさしい調理の体験を通し、生活排水対策を啓発した。



エコクッキング

・各種イベント参加

市等主催のイベントに参加し、パネル展示・浄化資材の配布等啓発活動を実施した。



アクアフエスタ（簡易水質測定）

西の川等クリーン事業

梅田川流域生活排水対策推進計画に基づき、西の川等流域内の全住民を対象に下記生活排水対策実践活動を実施した。

・生活排水対策講習会の開催

南大清水町、東大清水町計38名に対して、生活排水対策講習会を開催した。

・水質浄化資材の配布

銅製キッチンバスケット等を544世帯に配布し、浄化実践活動を実施した。

・水質調査及びアンケート調査

実践活動前後の水質調査を実施した。また、水質浄化意識アンケートを実施し、その結果を各世帯に報告した。

水質測定器等の貸出し

COD測定器

市内小中学校の授業用 : 8件

一般市民の学習用 : 25件

水生生物調査用器材

市内小中学校の授業用 : 3件

一般市民の学習用 : 3件

透視度計

市内小中学校の授業用 : 6件

一般市民の学習用 : 1件

パネル

市内小中学校の授業用 : 0件

一般市民の学習用 : 4件

2. 廃棄物に関する啓発

(1) 啓発冊子「ごみガイドブック」の作成

ごみの分別、ステーションへの持ち出しマナー、日常生活の中で守らなければならないルールを図柄等を使い分かりやすくPRしたもので、豊橋市への他市からの転入者、地元説明会への参加者等に配布し、ごみ問題に対する意識の高揚を図ることを目的として作成している。

なお、近年、外国人定住者の増加に伴い各種のごみに関する認識、生活環境などの違いによる地域住民からの苦情に対応するため、ポルトガル語、スペイン語、英語、中国語の4種類のごみガイドブックを作成し全世帯に対して配布している。

(2) ごみ収集日程表「クリーンカレンダー」の全世帯配布

平成2年7月より全世帯に年間収集日（7月1日から翌年6月30日まで）の周知、分別の方法、処理困難物の説明等の内容を記載した「クリーンカレンダー」を作成、配布を行い、分別による適正な処理及び減量の確保を図っている。

(3) 小学4年生の社会科副読本資料集の作成

小学4年生の社会科では、郷土（豊橋市）のを中心に学習しているが、小学4年生全児童に社会科副読本資料集「まちをきれいに」を配布し、日常生活に密着した清掃事業について深い理解と環境意識の高揚を図ることを目的とする。

(4) 「地域資源回収の手引き」の作成

ごみの減量化や再資源化に大変すぐれた効果のある、地域資源回収を今後も継続し、活動を通じたごみ減量意識の形成に向け、より多くの市民が活動に参加していただけるよう手引きを作成した。

(5) 生ごみ減量講習会

平成14年度より年3回、生ごみ減量容器の上手な活用法に併せてたい肥を利用した家庭でできる花づくり等を紹介する講習会を行っている。

(6) 「事業系ごみ減量行動マニュアル」の作成

増加する事業系一般廃棄物に対応するため、ごみ減量の必要性、紙ごみのリサイクルなどを内容とするごみ減量行動マニュアルを作成し、事業所訪問に活用している。

(7) 啓発冊子「産業廃棄物処理の手引き」の作成

中核市移行に伴い、産業廃棄物行政が県から委譲されたため、産業廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等を説明した冊子を産業廃棄物適正処理指導要綱説明会等で事業者向けに配布している。

(8) 「浄化槽管理手帳」の作成

浄化槽の保守点検、清掃及び法定検査など正しく維持管理して、川や海をきれいにするため作成した。

クリーンカレンダー

ごみ収集日程表 (平成17年1月～6月30日まで)

1月 janeiro

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

2月 fevereiro

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28					

3月 marco

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

4月 abril

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

5月 maio

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

6月 junho

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

毎週火曜日・金曜日
● **もやしごみの日**
Lixo Comestível
Bananas, Maças,
Batatas, Mandioca,
etc.

毎週日曜日
◆ **うめるごみの日**
Lixo para Jardim
Limal, Fim Waste,
Borracha, Etc.



毎週水曜日
■ **プラスチックごみの日**
Lixo de Plástico
Plástico, Papelão,
Borracha, etc.

毎週日曜日
● **蛍光灯などの日**
Lixo de Luz
Fluorescente tubes and other
lighting accessories, etc.



毎週日曜日
★ **こわすごみの日**
Lixo Comestível
Comestíveis, Sucos,
Borracha, etc.

※カレンダーに色のつけてない日は収集しません。
※分別についての詳細は「ごみガイドブック」を
ご覧下さい。



ごみの出し方とお買い

- 分別のルールを守り、決められた日の、日付から午前9時から午後5時までに決められた場所に持ち出しましょう。ごみの分別については、ごみガイドブックをご覧ください。
- ごみ袋持ち出す時は、透明又は半透明の袋に入れて出しましょう。
- ごみのステーションは一人ひとりの責任で清潔を保持するように努め、ご近所の迷惑にならないようにしましょう。
- 資源物で、ごみ袋に入れて出さず、スプレー缶・ガスライター等は使い切ったから「蛍光灯などの日」に蛍光灯・ガスライターを袋に入れて出して下さい。
- 危険物は持ち出さず、危険物の持ち出しは控えて下さい。



ステーションに出せないごみ (市が収集しないごみ)

- 事業用ごみ
 - 機油・農薬等・飲食店などから出る、油くず・生ごみなどのごみは指定のステーションへは出せません。
 - 事前に市(廃棄物処理課 電話：042-6410)の許可を得て、廃棄センターへ自己搬入するの廃棄の収集業務許可申請に依頼して下さい。
- 危険物類(持て回すできないごみ)
 - ライター・ボンベ(ガス)・火薬類・プロパンガスボンベ・農薬・除草剤・シンナー・塗料・接着剤・バイク・自動車・ピアノ・冷蔵庫・冷凍する機など、刃物、火気の出るものなど危険なものは、ごみステーションへは出せません。
 - 多量ごみ(一般家庭)
 - ガス・大掃除・墓木の処分などごみステーションに出るごみ以外の物類にごみ搬入して下さい。



大きなごみ (ステーションへは出せません)

- ◆戸別収集(有料)
 - ◆戸別収集センター ☎69-0530
 - ◆受付時間
 - 月曜日～金曜日、午前9時から正午、午後1時から午後4時(祝日は休まず受付)
 - 詳しくはごみガイドブックをご覧ください。
 - ◆直接持込(無料)
 - ◆資源センター ☎46-5304
 - ◆受付時間
 - 午前9時から午後5時30分
 - (土曜・日曜は休まず受付)
 - 市内の一部区域のみしか対応できません。
 - ただし、市職員が行く場合は、出張費、エアコンのクリーニング料金はません。
 - ◆受付時間
 - 平日・日曜日、午前9時から正午、午後1時から午後4時(土曜・日曜は休まず受付)
 - ◆ごみステーションへ搬入する場合は、事前に申し込みが必要です。12月31日までの戸別収集のみ、午後1時から午後4時まで。

問い合わせ

● 一般家庭ごみの収集・ステーションに関すること 事務局 ☎61-4136
 (東部環境センター ☎61-4136 西部環境センター ☎48-6683 西部環境センター ☎32-8231)
 ● ごみ処理施設 資源化センター ☎46-5304 埋立処理場 ☎21-2121

ごみの分け方 (7分別)

詳しくは「ごみガイドブック」をご覧ください。

もやすごみ 週2回

生ごみ



★不用になった食用油は、固める、紙に吸わせるなどの処理をしてください。



★生ごみは水をよくきってください。

木くず類



木の枝、草、草茎、薪 60cm以下に切らな

資源にならない紙くず類

折り紙、紙おむつ、紙おしぼり、写真、紙コップなどの資源にならない紙類



★紙おむつは汚物を取り除いてください

プラスチックごみ 毎週水曜日

包装ビニール



ラップ類、米袋、菓子パック等の外袋、みかん、たまねぎなどのおみいんスタントラメンなどのカップ、餅、巻類などのパック肉や魚の入ったトレイ、プラスチック製の食品容器、新聞紙の「パック」、コンビニ等の弁当袋、ソース、ドレッシング、ゼラチンなどの容器、洗剤容器、おしぼり容器、プラスチック洗剤器、乾物スチロール、その他プラスチック製品など

※その他、ペットボトル以外でのマークの付いたものは全てプラスチックごみです

★食品くずなどの付着したものは洗って取り除いてください

★缶頭、蓋、本などの付いたものは「こわすごみ」へ

食品容器



洗剤容器



皮革製品



その他

電卓(白黒算)、水筒(水筒)、おむつ、傘、アルミホイール、カセットテープ、ビデオテープ、燃料、ラジオ、デジタル体温計、トースター、ポット、ドワイヤー、使い捨てカイロ、保冷剤、保冷箱、ゴム製靴、ぬいぐるみ、綿、ビンカンボックスに入らない洗濯物、大さなごみにならない、廃化製品など

※パソコンの処理は各メーカーに依頼してください

大きなごみ (月別有料収集)

★収集希望の1週間前までに戸別収集受付センター(89-0530)へ申し込んでください

●(収集品) 電子レンジ、カーペット、こたす、布団、枕、毛布、ベッド、いす、机、スチールトランク、マットレス、自転車、冷蔵庫、洗濯機など



指定品目以外では以下のものを「大きなごみ」として扱います

- 電気、ガス、石油器具類で一辺が60cm以上のもの
- その他のもので一辺が120cm以上のもの

※(収集品)「大きなごみ」には、必ず「資源」の表示があるものに限ります。資源表示のないものは、資源として扱われず、燃焼処理となります。



※(収集品)「大きなごみ」には、必ず「資源」の表示があるものに限ります。資源表示のないものは、資源として扱われず、燃焼処理となります。

うつめるごみ 月1回

陶磁器類



茶碗、皿、漆木鉢など

レンガ・コンクリート類

少量のものに限る

ガラス類



- 電子レンジに入れられる食器類
- 窓などに使われている板状のガラス
- ガラス製のコップ、茶碗、湯呑

資源ごみ 月1回

びん・カン



★出はつばさないでください

★各町内に設置してある「びん・カンボックス」へ、飲料用・びんのキャップなどはこわすごみへ

ペットボトル



このマークの付いた下記のものに限る

- 飲料用 炭酸、果汁飲料、スポーツドリンク、茶・ミネラルウォーターなど
- しょうゆ用 醤油、みそりんなど
- 洗剤用 洗剤、おしぼりなど

★プラスチックのキャップはプラスチックごみへ

★スーパーや各市民館などに設置してある「専用回収容器」へ

古紙



紙類(新聞、広告チラシ、雑誌、段ボール、牛乳パック)

★地域資源回収(資源回収)をご利用ください

★各集積センター、リサイクルステーション(ジャスコ豊橋商店・アピタ西山店(平成18年7月卒)、古紙リサイクルヤードに自己搬入もできます

布類



天然繊維類 化学繊維類

すべての衣類、シーツ、カーテンなど

★布類は、地域資源回収(資源回収)、各集積センター、リサイクルステーション(ジャスコ豊橋商店・アピタ西山店(平成18年7月卒))もご利用いただけます

★月1回「資源回収」の日にごみステーションへ持ち出してください

★蛍光灯、スプレー缶、希薄はそれぞれ別の透明又は半透明の袋に入れて、水に濡れないようにしてください

★汚れたもの、水に濡れたものは「もやすごみ」へ

有害ごみ 月1回

蛍光灯など



★中割は必ず使い切って持ち出してください

★蛍光灯などの目には、資源ごみの「布類」も出すことができます

★蛍光灯、スプレー缶、希薄はそれぞれ別の透明又は半透明の袋に入れてください

有水銀の乾電池



★「水銀不使用」と表示されている乾電池とデジタル体温計は「こわすごみ」へ

★ニカド電池は販売店へ

★各市民館に設置してある専用回収箱へ

3. 資源・エネルギーに関する啓発

(1) 太陽光発電システム設置整備事業

補助制度の概要

太陽光発電システムは無尽蔵な自然エネルギーを利用し、発電時に二酸化炭素を発生しないクリーンなシステムである。地球環境の保全のうえからも、太陽光発電に代表される環境負荷の少ない新エネルギーを積極的に導入していく必要がある。そこで豊橋市では太陽光発電システムの設置者に対し補助を行う太陽光発電システム設置整備事業を平成11年度から実施している。

補助対象

(財)新エネルギー財団が実施する事業の補助を受けて、自ら居住する豊橋市内の住宅に太陽光発電システムを設置する者。

補助金額

太陽電池モジュールの最大出力1kW当たり10万円、上限40万円。

補助実績

- ・平成11年度 20件
- ・平成12年度 60件
- ・平成13年度 80件
- ・平成14年度 198件
- ・平成15年度 303件

(2) 雨水貯留槽設置整備事業

補助制度の概要

屋根に降る雨も流してしまえば活用できないが、溜めて使えば立派な水資源となる。そこで豊橋市では雨水の有効利用を図るために雨水貯留槽設置者に対して補助を行う雨水貯留槽設置整備事業を平成11年度から実施している。

補助対象

豊橋市内の居住地に雨水貯留槽を設置する者。

補助金額

雨水貯留槽の購入金額の2分の1、上限18,000円。

補助実績

- ・平成11年度 22件
- ・平成12年度 14件
- ・平成13年度 31件
- ・平成14年度 45件
- ・平成15年度 32件

4. 環境教育の推進

(1) 小学校訪問授業

目的：子どもたちに、身の回りの環境問題に目を向けて興味を持ち、理解を深めてもらうため、小学4・5年生を対象に実施。

方法：パンフレット「みんなで地球をすくうために」を教材とし、3つのテーマを設定し、パネル等を使用しながら、職員が教室に出向き1クラス単位で実施。

テーマ1 温暖化を防ごう

- 1) 実施日：平成16年1月19日～2月3日
- 2) 場所：市内12校30学級の各教室にて実施
- 3) 内容：地球の環境問題について「地球の温暖化」を中心に話をすすめ、環境を守るために私たち一人ひとりが心がけるべきことを考える。



授業の要旨（黒板に整理する内容）

地球の病気、なぜ、二酸化炭素がふえてきたのか？	地球の温度があがるとどうなるか？
(1) 石油や石炭の使いすぎ	(1) 海面の上昇 2030年20cm 100年後65cm
(2) 森林が少なくなっている	(2) 異常気象 農作物へ被害
二酸化炭素で、なぜ温度があがるのか？	地球のために、どうすればよいか？
(1) 毛布のような温室効果	(1) エネルギーの節約（電気・ガソリン）
(2) 以前1万年で1度 今10年で0.3度上昇	(2) 森林を守ろう（古紙のリサイクル）

テーマ2 水をまもろう

- 1) 実施日：平成16年1月20日～1月28日
- 2) 場所：市内3校の教室にて実施
- 3) 内容：水環境について、公害から生活排水のことまで水の流れについて話をし、どうすれば川や海がきれいになるか考える。

授業の要旨

水の汚れとは？	毒の汚れ	どうすれば川や海がきれいになるか？
(1) 毒の汚れ	・公害（水俣病等）	・川や海に食べ残しやゴミを流さないような生活をする
(2) 有機物の汚れ	有機物の汚れ	
(3) ゴミの汚れ	・生活排水が原因	

テーマ3 ごみを少なくしよう

- 1) 実施日：平成15年6月2日～6月10日
- 2) 場 所：市内6校14学級の各教室にて実施
- 3) 内 容：ごみ問題が天然資源の枯渇などの環境問題と関連していることについて話をすすめ、
ごみを少なくするためにはどうしたらよいかを考える。

授業の要旨

いま、地球にこんなことが起こっている（地球温暖化、ごみ問題など）

ごみがふえてきて（とよはしのごみなど）

ごみはなぜできるの？

ごみのゆくえ（あきかん、あきびん、ペットボトル、紙のリサイクル）

ごみを少なくするために、みんなにできること

リサイクル3つのR（まずはごみを減らす、使えるものは使う、最後にリサイクル）